

「燃料加工建屋の既認可からの設計変更に伴い評価条件が変更となる  
添付書類について」に関する基本ロジック（共通 19）

- MOX燃料加工施設の第1回設工認申請対象である燃料加工建屋は、新規制基準施行前に得た事業許可（2010年5月13日許可）に基づく設工認申請について認可を得ている。このことから、新規制基準を受けた設工認申請では、新規制基準への適合性の観点に加え、既認可からの変更事項に対して申請すべき事項を抜けなく申請する必要がある。
- そのため、燃料加工建屋の既認可からの変更点として以下の事項を整理するとともに、変更点が設工認申請に対して影響する事項を洗い出した。
  - ・ 建屋の増床及び階高（追加設置する機器の設置スペース確保）
  - ・ 壁開口の変更（追加設置又は設計変更する機器に合わせた変更）
  - ・ 排気筒の位置及び高さの変更（多数の他工事とのエリア干渉回避）
- 上記の変更により燃料加工建屋の設工認で示す詳細設計に対して建屋の重量・剛性の変更等が生じる。そのため、設工認への影響を洗い出した結果、以下の添付書類がその影響を受けることを確認した。
  - ・ 添付書類「Ⅱ 放射線による被ばくの防止に関する説明書」
  - ・ 添付書類「Ⅲ 加工施設の耐震性に関する説明書」
  - ・ 添付書類「Ⅳ－4 航空機に対する防護設計に関する説明書」
- 添付書類Ⅱについては、建屋レイアウトの変更と設置機器の変更による線源強度の変更及び遮蔽材の材質変更を反映した評価結果を示す。また、添付書類Ⅲの具体的な変更点は、重量や剛性等の入力条件を適切に反映したこと及び精緻化のために側面地盤ばねを評価モデルに導入したことである。詳細については、補足説明資料「耐震建物 21：MOX燃料加工建屋に係る既認可からの変更点について」に示す。なお、添付書類Ⅳ－4については、上記の変更に伴い評価点の一部が削除されるが、評価方法や評価結果に変更はない。

以 上